

議案第138号
宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

資料1 宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について（概要）

1 改正理由

現在、教育委員会社会教育部社会教育課が所管している「末広駐車場」は、今年度末をもって指定管理期間（H31.4.1～R6.3.31、指定管理者：三井のリパーク）が満了します。この「末広駐車場」は、中央公民館の利用者が使用することを想定して社会教育課の所管としていますが、末広中央公園に隣接しており、利用者の大半は公園利用者であることや駐車場の植栽管理を末広中央公園の植栽管理業務に含めることでコスト削減が図られる可能性があることから、今後、当該施設を都市公園施設として位置づけ、適正管理を行うものです。

2 宝塚市都市公園条例の改正内容

- ・「宝塚市都市公園条例」の一部改正

第11条（有料公園施設）に末広中央公園駐車場を追加

別表第2

施設名	単位			
末広中央公園 駐車場	使用時間が1時間以内である 場合		自動車1台 1回	無料
	使用時間が1時間を超える場 合（30分未満の端数が生じ たときは30分とする。）	30分 当たり	自動車1台 1回	100円

3 関連条例の改正等について

- ・「宝塚市立末広駐車場条例」の廃止（社会教育課所管）
- ・「指定管理者選定委員会条例」の一部改正

別表第2の1 市長が管理する公の施設から、宝塚市立末広駐車場及び宝塚市立末広駐車場指定管理者選定委員会を削除

4 その他

- ・「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定」の一部改正（教育委員会所管）2条から「宝塚市立末広駐車場の管理に関すること」を削除
- ・条例改正後の末広中央公園区域及び新たに公園河川課所管となる植栽範囲は別図のとおり

条例改正後の末広中央公園区域の境界及び植栽追加範囲

